

店舗併用住宅で給湯器を設置する場合の提出書類

< 提出書類 >

まずは、別途提出していただく、対象機器等の平面図（家屋の間取りがわかる平面図）で、店舗箇所をマーキングしてください。そのうえで、以下の書類をご用意ください。

また、申請パターンごとにポイントをまとめましたので、参考にしてください。

給湯配管図面（可能な限りご提出ください。）

店舗の全景写真（外）

店舗内の引きの全体写真（中）

店舗内各箇所全て（1部屋辺り4方面）のアップの写真

< 申請パターンごとのポイント >

パターン1 **お店はもうやっていない**

お店は既にやっていないことを確認します。

パターン2 **お店はやっているけど、そもそも水道などの水まわりが無い**

お店に水まわりが無いことを確認します。

パターン3 **お店はやっているけど、お湯を使っていない（お店は給湯器が必要ない）**

配管図面で確認できればベストですが、配管図面をご用意できない場合は、蛇口ひねる部分の数や色、流しの下の配管本数、などで工夫して証明してください。

パターン4 **お店をやっている、お店と居宅で別々に給湯器があり、分けて使っている**

配管図面で確認できればベストですが、配管図面をご用意できない場合は、蛇口ひねる部分の数や色、流しの下の配管本数、などで工夫して証明してください。お店と居宅部分それぞれの給湯器の写真も必要です。

お店側が瞬間湯沸かし器である場合でも、瞬間湯沸かし器の写真が必要です。

パターン5 **お店をやっている、お店と居宅でひとつの給湯器を使っている。**

店舗・事業所に関連するものとなるため、補助対象外です。